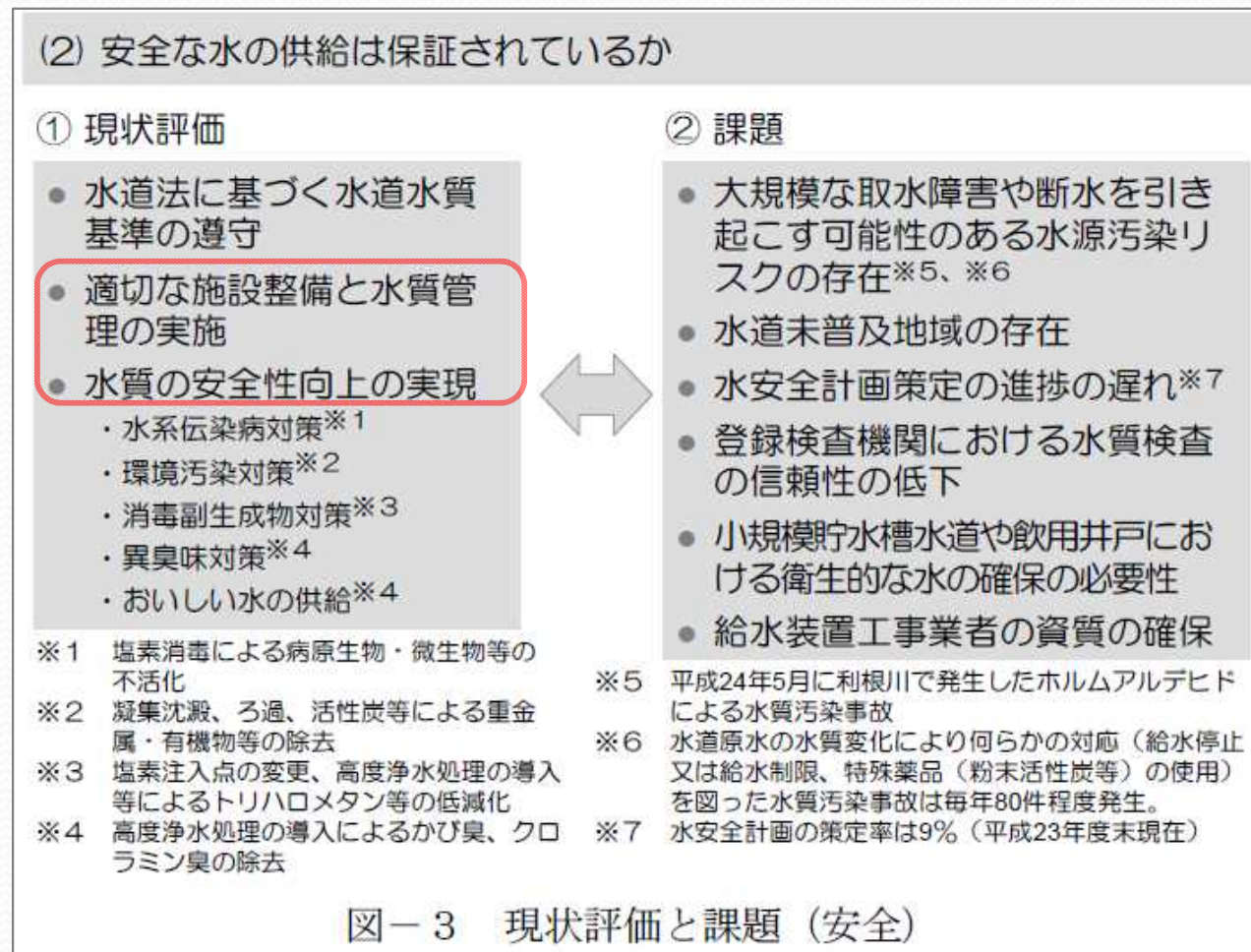


「安全」の観点 = 「安全な水の供給は保証されているか」

(現状)② 適切な施設設備と水質安全性の向上

(新水道ビジョンP6～P8)



(現状)② 適切な施設配備と水質安全性の向上

現状

高度経済成長期における公害、環境汚染への対応として、浄水処理において重金属や有機物対策などを実施
また、「おいしい水」のニーズの対応として、高度浄水処理の導入が図られてきている

つまり

水道水源の特徴（重金属、微生物、異臭など）に応じた浄水処理施設を配置し、安全な水を供給するための対策を行っている

高槻市の取組

本市の水道水の3割を作っている大冠浄水場では、有機塩素化合物対策としてエアレーション設備を導入
山間部の檜田浄水場及び川久保浄水場では原水の水質が安定していることから緩速ろ過（薬品を使わない浄水処理）を採用
また、農薬など毒物の水質監視を魚センサーで実施

(現状)② 適切な施設配置と水質安全性の向上

高槻市の取組



大冠浄水場のエアレーション設備



← 榎田浄水場



↓ 川久保浄水場

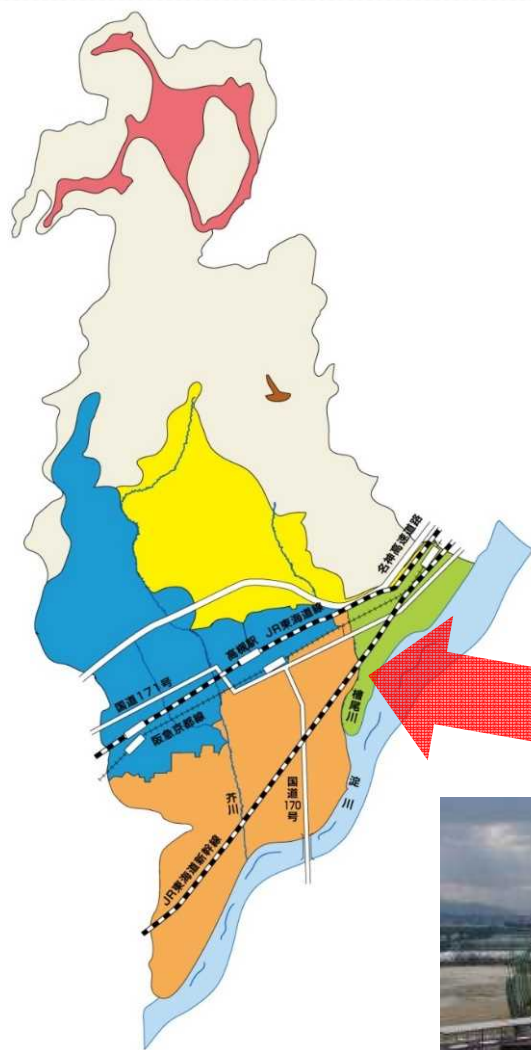
昭和58年（1983年）に全国に先駆けて高槻市が導入。

地下水中に含まれるトリクロロエチレンなどの揮発性有機塩素化合物を除去する。

榎田浄水場は出灰川、川久保浄水場は西水無瀬川を水源とする。山間部の表流水であり、上流に汚染源がなく水質が良好なため、薬品を使わない緩速ろ過を採用している。

(現状)② 適切な施設配置と水質安全性の向上

大阪広域水道企業団（旧：大阪府水道部）の取組



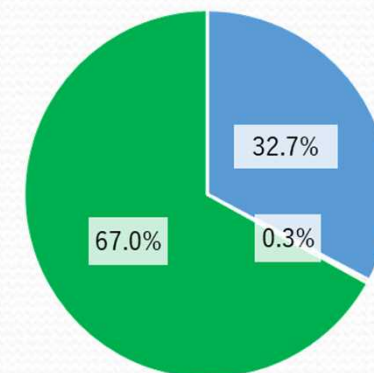
高槻市の水道水の約70%は、大阪広域水道企業団（旧：大阪府水道部）から購入（受水）しており、枚方市にある村野浄水場から水管橋をとおって送水されています。

村野浄水場は、淀川を水源とし、平成10年（1999年）より、オゾンや活性炭を使用した高度浄水処理を行っており、かび臭などをほぼ完全に除去、「おいしい水」のニーズに対応した水道水の供給に取り組んでいます。



↑村野浄水場
←枚方水管橋

高槻市の水道水源の内訳（平成29年度）

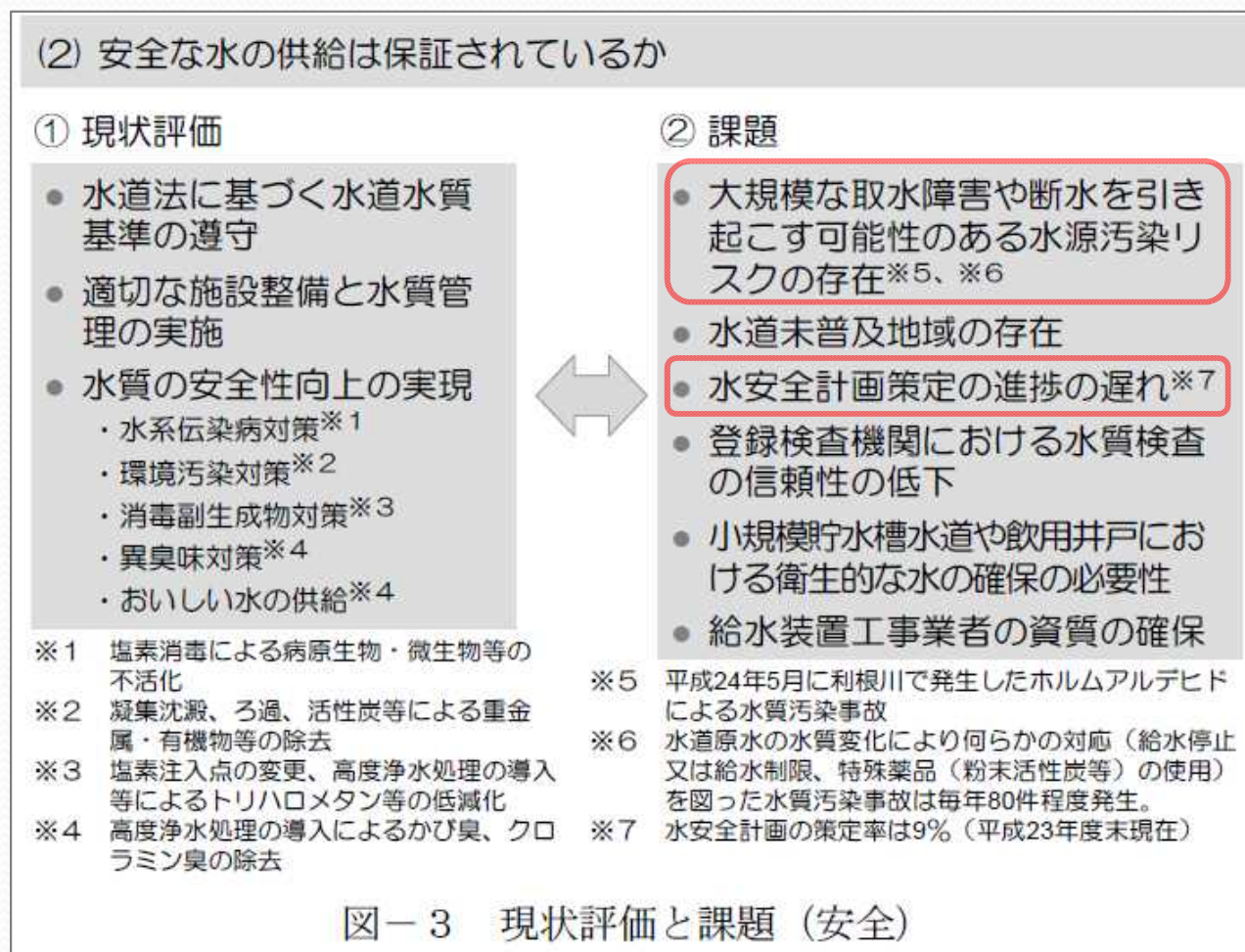


■ 自己水（地下水） ■ 自己水（表流水） ■ 企業団水

「安全」の観点 = 「安全な水の供給は保証されているか」

(課題)① 水源から給水栓までのリスク管理

(新水道ビジョンP6～P8)



(課題)① 水源から給水栓までのリスク管理

現状

我が国では、原水の水質に応じた水道システムが整備されているが、今なお、水道水への様々なリスクや水質汚染事故、異臭味被害の発生が見られる

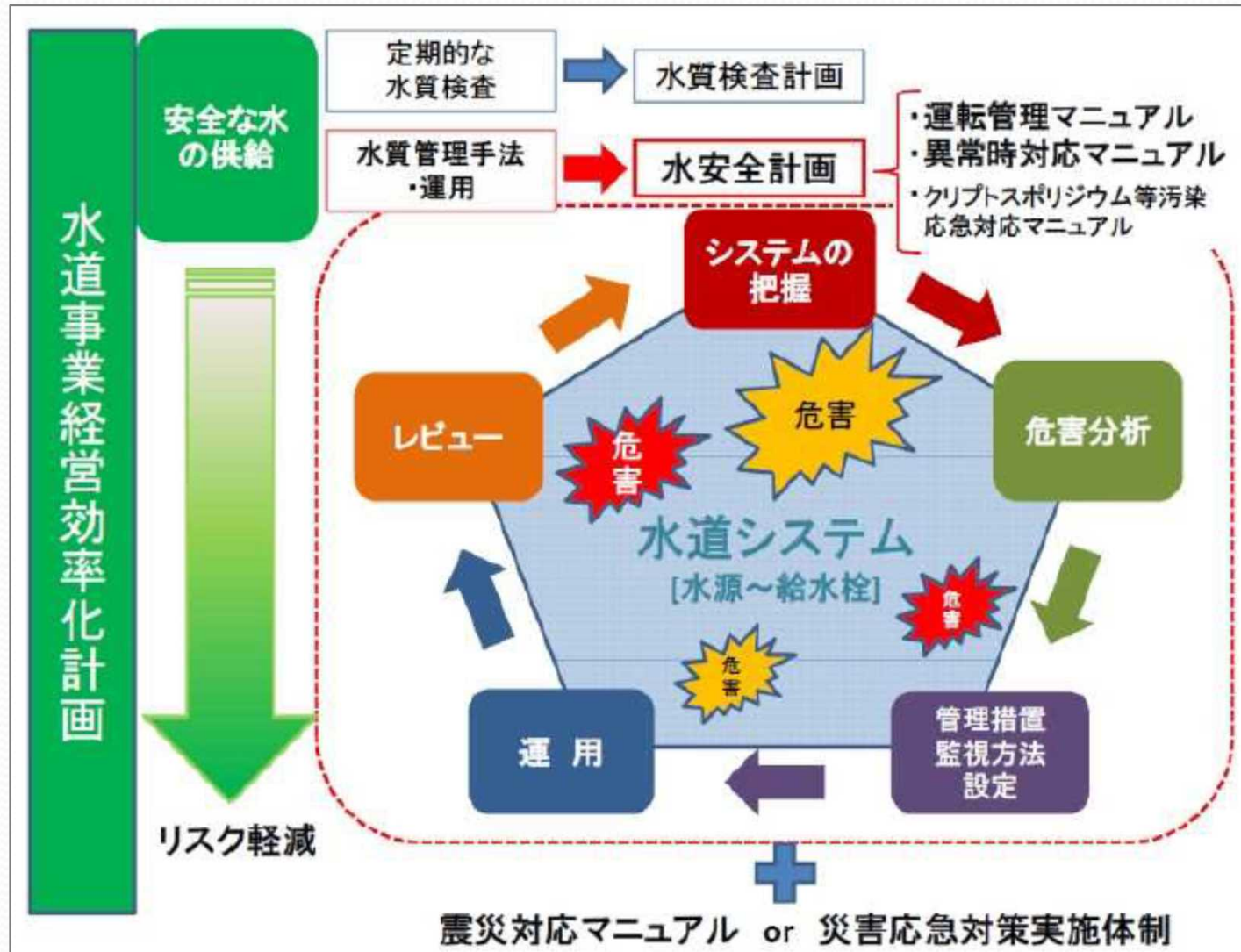
課題

使用者が安心して水道水を飲めるように、
水源から給水栓（蛇口）に至るまで統合的な水質管理が必要

高槻市の取組

「水安全計画」を策定（平成24年度）し、毎年度改定を実施
水源から給水栓に至る各段階における危害事象とリスクレベルを設定し、危害事象に対する対応方法を設定することで、
統合的な水質管理を行っている

(課題)① 水源から給水栓までのリスク管理



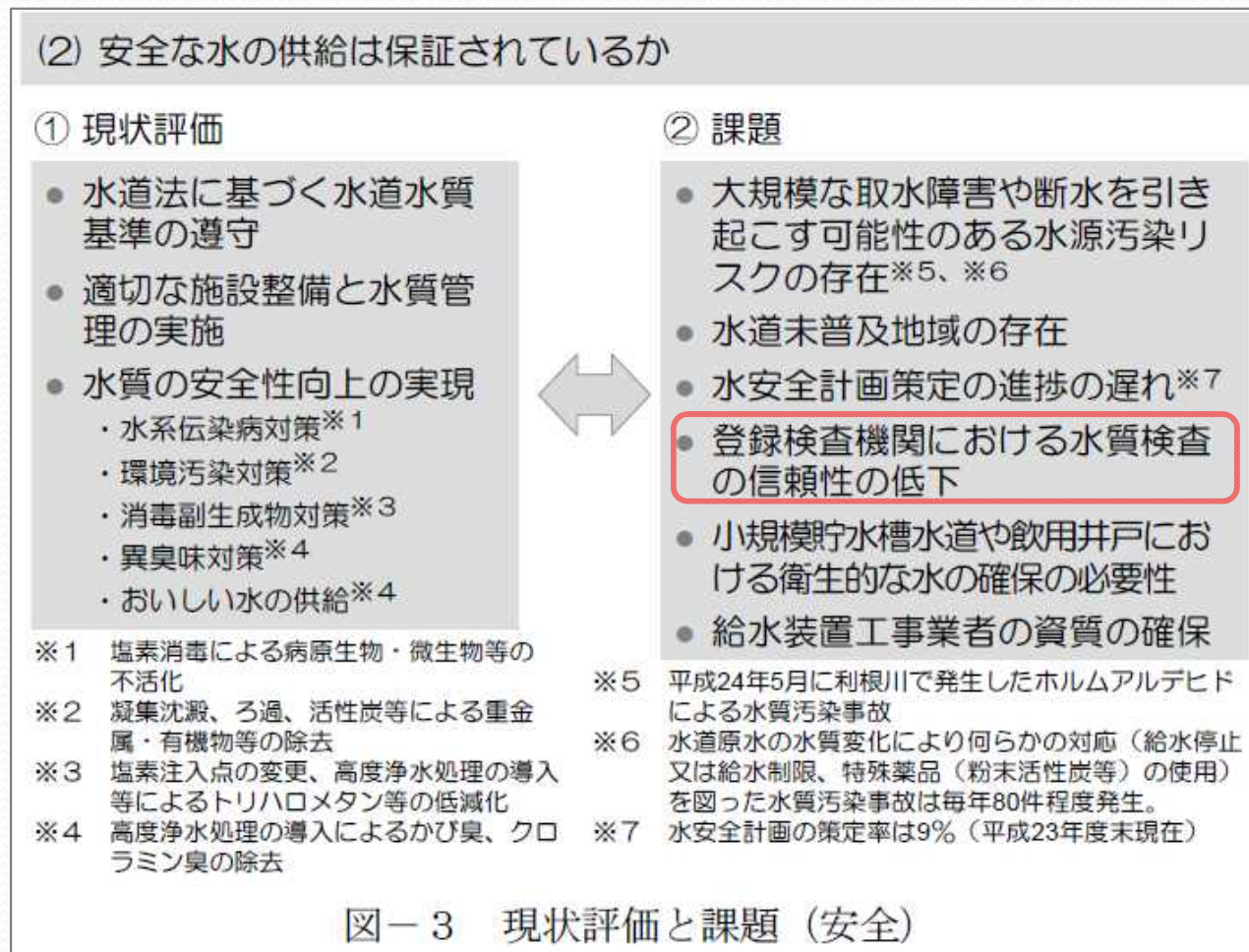
(参考) 水安全計画は平成31年3月末現在、大阪府内では2市4町を除き策定済み

水安全計画の概要イメージ図

「安全」の観点 = 「安全な水の供給は保証されているか」

(課題)② 水質検査の信頼性の確保

(新水道ビジョンP6～P8)



(課題)② 水質検査の信頼性の確保

現状 水質管理を行う人材の不足等で自己検査ができず、登録検査機関への依存が高まっている

課題

水質管理を行う人材の確保や、
水質検査の信頼性確保の対策が必要

高槻市の取組

「水道GLP（優良試験所規範）」の認定を取得（平成26年度）
第三者機関による認定を取得することで、水質検査の精度と
信頼性を保証

(課題)② 水質検査の信頼性の確保

高槻市の取組



作成された規程類の整合性や、規定どおりに業務が実施されているかを審査。



揮発性有機化合物検査について、法令等に基づいた手順で検査が実施され、測定結果データの解析方法が適切かどうかを審査。



薬品の保管状況について関係法令の遵守状況、使用している薬品が適正か、使用期限などを審査。



検査に必要なガスの保管が適切かを審査。



↑ 認定証の授与



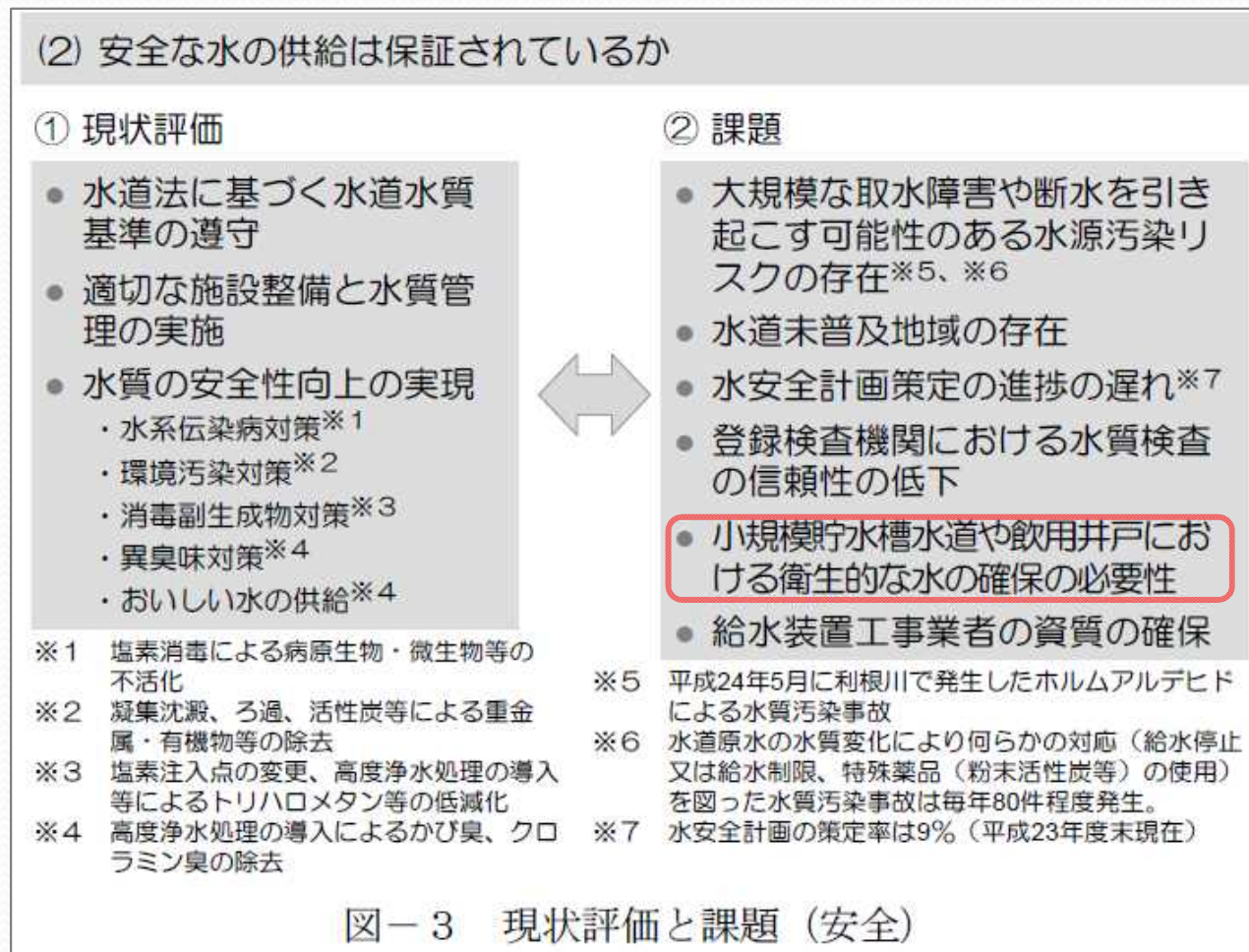
水道GLP認定のマーク

(参考) 大阪府内の水道GLP認定事業体…
大阪市、堺市、豊中市、吹田市、池田市、高槻市

「安全」の観点 = 「安全な水の供給は保証されているか」

(課題)③ 水道法の対象外となる水の安全の確保

(新水道ビジョンP6～P8)



(課題)③ 水道法の対象外となる水の安全の確保

現状

小規模貯水槽（ビルやマンションなどに設置される10m³以下の貯水槽）等については水道法の対象とならず、設置者の責任による管理が必要だが、定期清掃などの適正な管理が行われず水質基準を逸脱している場合がある

課題

水質管理のノウハウを持つ水道事業者として積極的に関与し、保健所等と連携した衛生管理の徹底が必要

高槻市の取組

小規模貯水槽設置者への指導・啓発を継続的に実施
直結給水への切替案内や保健所監修の衛生管理パンフレットを送付

貯水槽の調査を希望する設置者については、水道部による点検を実施

(課題)③ 水道法の対象外となる水の安全の確保

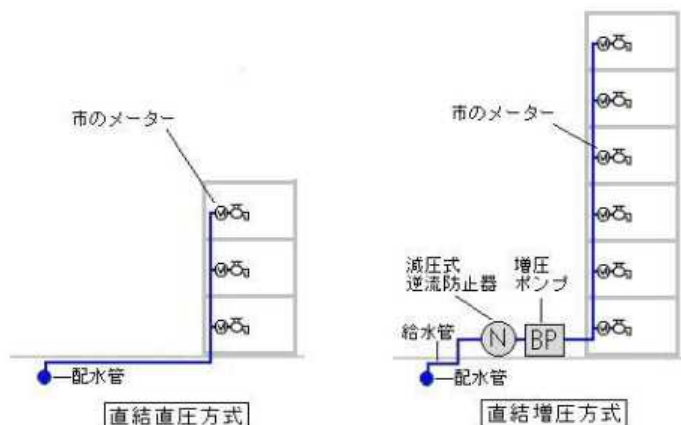
高槻市の取組

直結給水の推進

直結給水とは

高槻市水道部では直結給水を推進しています。

直結給水とは、受水槽等を介さず配水管(水道本管)からご家庭まで直接水を送る給水方式です。直結給水することにより、いつでも新鮮な水の供給を受けることができます。



直結給水への切替を推進

直結給水に切り替えることによって水道法の対象となり、高槻市の水質検査による安全な水質が保証される

貯水槽水道の適正な管理の仕方

■水道水の管理について

貯水槽水道では、その施設を常に衛生的で安全な水を供給できるよう、施設の設置者(所有者)が責任をもって管理しなければなりません。

■貯水槽水道の管理について

受水槽などの施設の管理が不十分であると、水の色、にごり、におい、味などに異常が生じることがあります。設置者(所有者)は、常に衛生的で安全な水の供給ができるよう、次の点に気をつけて適正な管理をしてください。なお、受水槽の有効容量が10m³を超えるものについては、年1回の定期的な清掃と水質等の検査が水道法により義務づけられています。(10m³以下のものについても水道事業条例により適正な管理をすることとなっています)

●水槽の清掃

水槽の清掃を少なくとも年1回定期的に行ってください。

●水質の管理

じゃ口から出る水の色、にごり、におい、味などに異常が生じたときは、水質検査を行い、原因を確かめてください。

●受水槽などの施設の点検と改善

受水槽の状態やマンホールの施設など施設の点検を行って、不備な点があれば速やかに改善してください。

●供給している水の異常に気がついたときはすぐに供給を停止し、設置者は利用者などに知らせるとともに、保健所・水道部へ連絡してください。



くわしくは管路整備課(☎072-674-7945)か、市保健所保健衛生課(☎072-661-9331)へご相談ください。

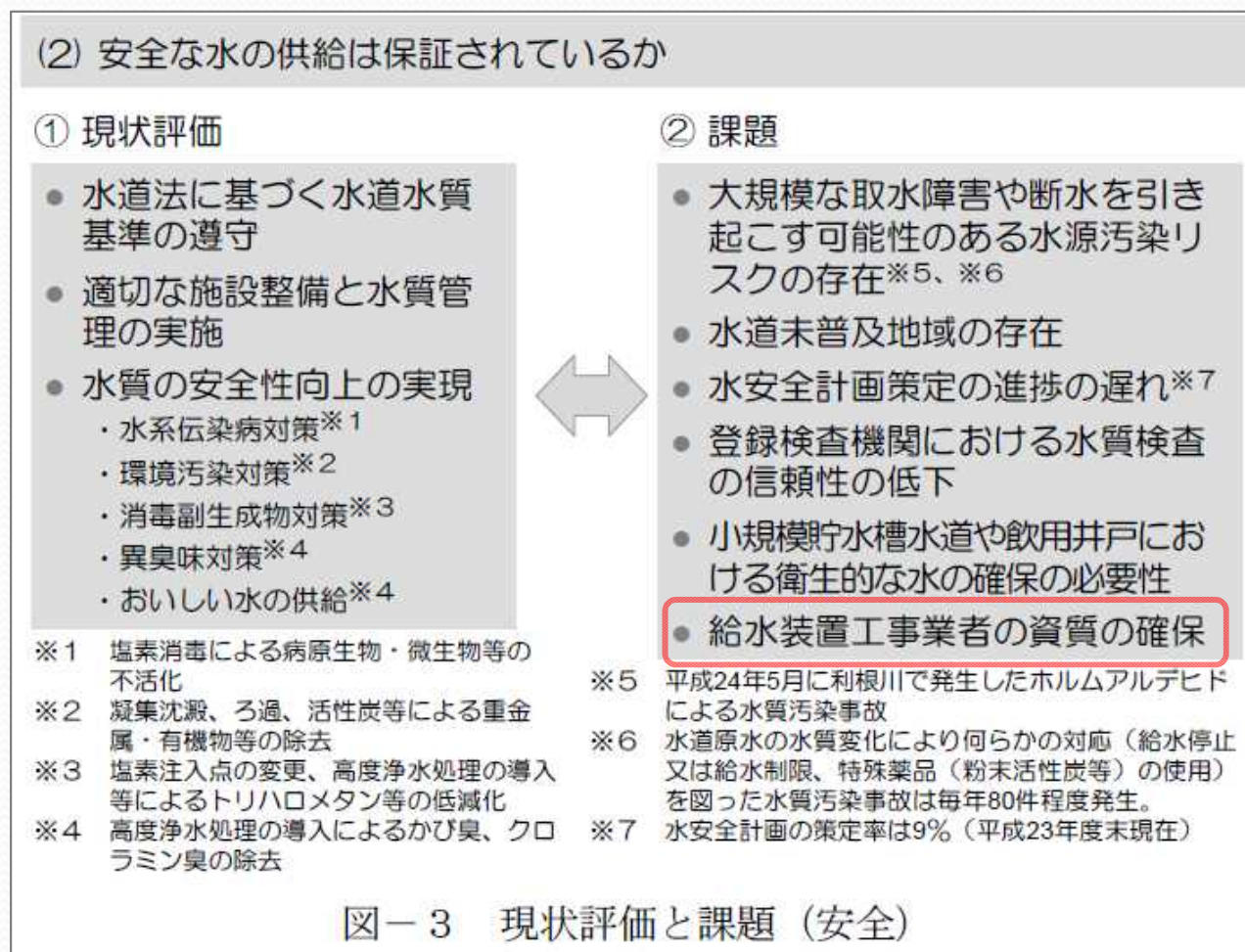
パンフレットによる貯水槽水道の啓発

保健所監修のパンフレットによる衛生管理の啓発や、希望者に対しての貯水槽点検を実施

「安全」の観点 = 「安全な水の供給は保証されているか」

(課題)④ 給水装置工事事業者の資質の確保

(新水道ビジョンP6～P8)



(課題)④ 給水装置工事事業者の資質の確保

給水装置とは

